

令和3年度 第5回 東金市地域公共交通会議 意見・対応方針一覧

	意見要旨	対応方針
①	市内循環バスの特急・快速路線の設定の検討をお願いしたい。市内の主要施設に早く行ければ便利だと考える。	(⇒取り組みメニュー 1-3 「路線バス・市内循環バスのルート・ダイヤの見直しの検討」にて対応)
②	<p>バス会社の運営として赤字の運行は考えられないことであるが、現在の運行状況の内容は朝、夕の通勤通学時間帯以外の乗車率が0~3人であり、乗務員の人件費ですら賄えない営業内容です。コロナ禍が改善されたとしてもどこまで復元できるかは未知数です。</p> <p>極論からいえば朝、夕以外はバスの運行が出来ない、現在よりもダイヤ数を減少したとしても、赤字の解消にはならないと考えます。各自治体様からの補助金で多少の改善はされるが、今後の人口減少を考えると現行の運行ダイヤをいつまで続ける事ができるか？</p> <p>今後考えられる事は事業の縮小以外のコスト削減を実施しながら続ける以外無いと考えます。</p> <p>また、高齢者の乗り物利用はドアツードアで利用できる乗合タクシーが多くバス利用者減少の一因となっていると考えます。</p>	各交通手段の役割分担・位置づけについて明確化し、慎重に検討を進めます。
③	<p>地域公共交通は、地域コミュニティの形成にあたって不可欠な地域の共有財産であると思いますので、市民の皆さんの声を聞くだけでなく、公共交通を考えたり、積極的、継続的に関わっていけるような仕組みも必要ではないかと思います。</p> <p>自家用車がないと不便な地域ではありますが、モビリティマネジメントへの挑戦は必要であると考えます。</p>	(⇒取り組みメニュー 4-3 「モビリティ・マネジメントへの挑戦」にて対応)

令和3年度 第5回 東金市地域公共交通会議 意見・対応方針一覧

	意見要旨	対応方針
④	<p>Ⅱ. 地域・公共交通の現状 公共交通の現状 第3センテンス</p> <p>①「案内がわかりにくい」については、鉄道からバスへの乗換案内を指しますでしょうか。</p> <p>→(修正案)「鉄道からバスへの乗換案内がわかりにくい」または「バス乗り場の案内がわかりにくい」</p> <p>②「待合環境が不十分」について、鉄道は駅舎内等にベンチの備え付けがあります。どのような環境を指していますでしょうか。</p> <p>→(修正案)「鉄道からバスへ乗り換え時の待合環境が不十分」、「バス停の待合環境が不十分」</p> <p>ご検討をお願いいたします。</p>	<p>「鉄道からバスへの乗り換えの際の案内がわかりにくい・バス停の待合環境が不十分」という表現に改めます。</p>
⑤	<p>令和7年度より、地域間幹線系統国庫補助金の補助を受けるには地域公共交通計画と補助対象路線との連動が必要になりますので、計画策定時には九十九里鉄道の片貝循環豊海線と地域公共交通計画の連動をお願いいたします。</p>	<p>計画書においては補助対象路線との連動を図ります。</p>
⑥	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により公共交通利用者が激減し、公共交通事業者の経営は大変厳しい状況であり、現状を維持することも容易ではない状況です。</p> <p>そのため、「第3次東金市総合交通計画」の中で行うのがいいかは分かりませんが、当交通計画のプレーヤーである公共交通事業者が存続するための支援についての議論もお願いしたいと考えます。</p> <p>また、当交通計画にて例示されています「乗合タクシーの市外乗降場の設置の検討、隣接市町間の乗り入れの検討」等、そのやり方によっては既存バス路線の経営に悪影響を及ぼす可能性を踏まえ慎重な議論をお願いいたします。</p>	<p>各交通手段の役割分担・位置づけについて明確化し、慎重に検討を進めます。</p>

令和3年度 第5回 東金市地域公共交通会議 意見・対応方針一覧

	意見要旨	対応方針
⑦	<p>市内循環バスや乗合タクシーの認知度を上げるための告知PRや利用者特典など総合的なアピールが絶対的に不足していると感じます。</p> <p>コロナ禍以降にむけた認知度や利用頻度の数値目標を作り、計画期間中も進捗状況を把握、修正を加えて、人口減に即した公共交通計画を策定すべきだと思う。</p> <p>まず、認知度を上げなければ効率化は図れない！</p>	<p>(⇒取り組みメニュー 4-2 「乗合タクシーの認知度・理解度の向上」にて対応)</p>
⑧	<p>第三次東金市総合計画（骨子案）について</p> <p>1. 前計画の評価をどう踏まえて今計画につなげるのかを、計画の中に記載いただくことを検討して頂きたい。</p>	<p>1. 前計画の取り組みの実施状況を評価した結果、取り組みが未実施のものや目標値が未達成の項目がありました。</p> <p>今回の計画には、前計画の取り組みのうち実施できない要因があったものについては含めず、実施可能な取り組みメニューを組み込む方向です。</p> <p>目標値については、前計画のものを引き継いだものも候補に入れております。</p>
⑨	<p>2. 9頁「Ⅳ. 今後に向けた課題、取り組みの方向性」⇒「めざす姿と今後に向けた基本方針」のところで、</p> <p>貴市が目指す交通ネットワークの全体像とそれぞれの役割（幹線・フィーダー含め）を示して頂きたい。</p>	<p>2. 計画書には将来ネットワーク図をお示しします。</p> <p>基本的には現在の拠点や公共交通ネットワークの構成を持続し、一部補完的な移動手段を導入する方向制として図示する予定です。</p>

令和3年度 第5回 東金市地域公共交通会議 意見・対応方針一覧

	意見要旨	対応方針
⑩	<p>3. 10頁～12頁「V. 今後の取り組み施策」⇒「方向性①～⑤」が、法定記載事項でいうところの「計画の目標」にあたるのでしょうか。(念のため確認したい次第です)</p> <p>※方向性①と②の違いがわかりにくいと考えます。</p>	<p>3. 「方向性」が法定記載事項でいうところの「計画の目標」にあたります。評価指標と目標値は「VI. 今後の進め方」に記載の通りです。</p> <p>※方向性①②については、</p> <p>① 既存の路線の維持・持続を目的とした事業</p> <p>② 新たなサービスの導入や利用者にとっての利便性の向上を目的とした事業</p> <p>といった違いがあります。</p>
⑪	<p>4. 同頁「取り組みメニュー」というのが、法定記載事項でいうところの「目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項」にあたるのでしょうか。これから肉付けされていくことと思われませんが、あくまでも完成形は「例」ではなく、「何を、誰が、いつ」実施するのか具体的に記載するようして頂きたい。</p>	<p>4. 「取り組みメニュー」が、法定記載事項でいうところの「目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項」にあたります。計画書には取り組みの実施主体とスケジュールを記載します。</p>
⑫	<p>5. 同頁「取り組みメニュー」の中に、「幹線系統の維持」「フィーダー系統の維持」といった事業が見当たらないのですが、法定計画と補助制度の連動を踏まえ、盛り込むことをご検討願います。</p> <p>※1. 「幹線系統・・・事業が見当たらない」について記載を見落としていましたらご容赦願いますとともに、その記載箇所をご教示願いますでしょうか</p> <p>※2. 幹線については第4回の委員意見と重複しておりますが、再度意見として伝達致します。</p>	<p>5. 将来ネットワーク図の作成とともに、それらの路線を維持する旨を記載します。</p>